

二本松市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

二本松市教育委員会

## < 目次 >

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・	3～5
5	関連する取組、今後のフォローアップ・・・・・・・・	6

## Ⅰ 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

国は、教育職員が専門性を発揮し、子どもと向き合う時間を十分に確保できる学校づくりを実現するため、「働きやすさ」や「働きがい」の両立を柱として、教育職員の働き方改革を進めてきた。

このような背景の中、令和7年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与に関する特別措置法」（以下、「給特法」）が改正され、教育職員のサービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣の示す指針に則り、教育職員の業務量管理・健康確保措置に関する実施計画を策定することが義務づけられた。

二本松市教育委員会は、「子どもが真ん中の教育」の実現を目指し、保護者・地域の理解と協力を得ながら、未来を担う子どもたちの豊かな学びと成長を支える教育活動を実践する。そのために、「働き方」と「働きがい」の改革を推進し、一人一人の教育職員が専門職としての資質・能力を高め、誇りと自信をもって職務に当たることができる職場環境を整備する。

さらに、取組状況や課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を推進する。

### (2) 長時間勤務の現状と課題

#### ① 長時間勤務の現状

【月45時間を上回る時間外在校等時間の割合（年間平均）】			【月80時間を上回る時間外在校等時間の割合（年間平均）】		
	小学校	中学校		小学校	中学校
令和5年度	36.9%	40.0%	令和5年度	2.7%	4.9%
令和6年度	28.0%	28.4%	令和6年度	1.9%	3.1%

- ・ 令和5年度から令和6年度にかけて、小学校、中学校ともに月45時間を上回る教職員、月80時間を上回る教職員の割合が減少した。
- ・ 小学校、中学校ともに、教頭の時間外勤務時間の割合が高い。

#### ② 課題

##### ア 時間外在校等時間が月45時間以上の教員が約3割

→ 教員は授業に関する業務だけでなく、校務分掌、行事運営、部活動指導、保護者対応、事務作業など多岐にわたる業務を担っており、長時間労働が常態化している。業務の「やり方」を変えるだけでなく、「学校以外が担うべき業務」、「教師以外が積極的に参画すべき業務」を精査・削減することが大きな課題である。

##### イ 教員の不足・人手不足の問題

→ 欠員補充教員が確保できないといった構造的な問題が、働き方改革の妨げになっている。

##### ウ 管理職・学校組織のマネジメント力

→ 校長・教頭の意識やマネジメント力、リーダーシップ等によって、働き方改革の進み具合に差が生じる。業務配分の見直しや教員が声をあげやすい職場づくりが大切である。

##### エ 「教育は特別」という意識・文化

→ 長時間労働や自己犠牲を美德とする風土があり、時間管理や効率化に抵抗感がある場合があ

る。意識改革と制度改革を両立させる必要がある。

また、「前例踏襲」「この学校ではずっとこうしてきた」という慣習により、業務改善が進みにくい場合がある。校務の標準化やマニュアル化、ICT活用が求められる。

#### オ 教職員のメンタルケアの対策

→ 長時間労働や業務過多、保護者対応等のストレスや悩みなどにより、教職員のメンタルヘル스에不調を来しても、忙しさや責任の重さから不調を抱え込んでしまうことがある。管理職や同僚、関係機関による早期発見・早期対応、安心して相談できる体制づくりが求められる。

## 2 目標

### (1) 時間外勤務時間に関する目標

① 全教職員の時間外勤務時間を月45時間以内かつ年360時間以内にするをを目指す。

さらに、月の時間外勤務時間が45時間を上回る職員数の割合については、以下の年次目標を設定する。

- ・令和8年度：30%以下
- ・令和9年度：15%以下
- ・令和10年度以降：恒常的な超過の解消

② 児童生徒に関する通常予見できない業務量の大幅な増加があった場合にも、業務内容や期間を精査し、業務分担の見直し等を行い、時間外勤務時間が月80時間を上回る教職員をゼロにすることを旨とする。

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ① ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6%以下とする。【R7結果6.6%】
- ② ストレスチェックにおける総合健康リスクの値を76以下とする。【R7市平均81】
- ③ ストレスチェックにおける働きがいに関する質問項目への肯定的な回答割合90%以上とする。【R7結果91.7%】

## 3 計画の期間

令和8年度～令和11年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

以下に示す「学校と教師の業務の3分類」に基づく取組内容について、各学校は全項目を網羅して取り組むのではなく、学校の実情に応じて、主体的に判断し、重点的に取り組む内容を設定する。

### (1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

#### ① 学校以外が担うべき業務

ア 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

・地域の実情を踏まえ、保護者・地域住民等による通学路の見守り活動を推進する。

イ 放課後から夜間などにおける校外の見回りの対応（「3分類」②関係）

・放課後から夜間の見回りは、警察等に委ね、学校による自主的な見回りは原則行わない。

ウ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

・公会計化した学校給食費を除く学校徴収金について、学校の実情を踏まえた集金方法や内

容、回数等を見直すことで、集金業務等の負担軽減を図る。

エ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・学校運営協議会等の協働体制を活用し、地域住民の主体的な参画を促し、学校・家庭・地域が一体となって協働活動に取り組む体制を構築する。

オ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校単独での対応が困難な事案については、市教育委員会と学校が連携し対応に当たる。さらに、必要に応じて県が紹介するスクールロイヤーや市の顧問弁護士等の専門家による支援を活用する。

② 教師以外が積極的に参画すべき業務

ア 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・学校運営に支障をきたさないよう、調査内容や方法を精査し、校務支援システムやウェブ等を活用して教職員の事務負担を軽減する。
- ・スクール・サポート・スタッフを積極的に活用する。

イ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・スクール・サポート・スタッフやICT支援員を積極的に活用する。

ウ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・学校と市教育委員会が連携し、状況に応じて、専門的な業務委託事業者の協力を適切に要請する。

エ 学校プールの施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・学校プールの効率的な利用のため、近隣校との共同使用や公共施設等の活用を推進する。

オ 校舎の開錠・施錠（「3分類」⑩関係）

- ・校舎の開錠・施錠は教頭の業務であるという慣行を見直し、特定の教職員への責任や負担の集中を防ぐ。

カ 児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・安全点検等の必要措置を予め行った上で、学級担任等の特定の教員だけでなく、介助員等も含めた教職員で分担できる体制を整える。

キ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・校内清掃の目的や意義を尊重しつつ、実施回数や範囲等を見直すことで、教職員の負担軽減を図る。

ク 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・部活動の目的や意義を尊重しつつ、「安達地区学校における部活動等の在り方に関する方針」で定められている活動時間（平日2時間、休日3時間）を遵守して活動する。
- ・部活動指導員を積極的に活用する。
- ・生徒のスポーツ活動と文化活動の機会を確保するため、地域展開・地域連携を推進する。

③ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

ア 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・学級や学年の枠を越えて、全ての教職員で給食指導を分担し、学級担任の負担軽減を図る。

- ・栄養教諭等の参画を得て、食に関する指導を実施する。
- イ 授業準備（「3分類」⑤関係）
- ・教材の共有や授業のアイディアの作成に、クラウド型グループウェアを活用し、業務の効率化を図る。
  - ・GIGA スクール構想第2期の円滑な運用に向けて、学校と市教育委員会が連携し、研修やサポート体制を充実させる。
  - ・学力向上非常勤講師を計画的に活用し、学習指導の補助や個別の学習指導（取り出し指導）を通じて、授業の質的向上と教職員の負担軽減を図る。
  - ・授業準備等の教育補助業務において、学校図書館司書やスクール・サポート・スタッフを積極的に活用する。
- ウ 学習評価や成績処理（「3分類」⑥関係）
- ・校務支援システムの「気づき」機能を活用し、情報を一元的に共有することで、通知表作成などの評価に関する事務負担を軽減する。
  - ・学力向上非常勤講師やスクール・サポート・スタッフを計画的に活用し、採点業務などの成績処理に関する事務負担を軽減する。
- エ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑦関係）
- ・学校行事の意義や目的を踏まえ、実施周期（毎年、隔年等）や内容を見直すことにより、より充実した取組と学校行事に関する負担軽減の両立を図る。
  - ・学校運営協議会を積極的に活用し、地域住民や卒業生等の多様な人材の参画を得ることで、学校行事の充実を図るとともに、教職員の負担軽減を実現する。
- オ 進路指導の準備（「3分類」⑧関係）
- 進路情報の管理や進路事務において、校務支援システム等のデジタルツールを積極的に活用し、業務の精度向上と負担軽減を図る。
- カ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑨関係）
- ・児童生徒や学校の実情に応じて、介助員や日本語指導を担当する学力向上非常勤講師等を計画的に活用する。また、校内教育支援センター支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの積極的な活用を推進する。
  - ・合理的配慮の観点から、必要な備品や教材を計画的に購入するとともに、各学校の実情に応じて施設設備の効果的な運用を進める。
  - ・市教育委員会、市教育支援センター、こども家庭課、児童相談所等の関係機関と緊密に連携し、包括的かつ組織的な支援体制を構築する。

## （2）学校における措置の推進

- ① 学校だより、学校ウェブサイト、学校運営協議会、保護者総会等の様々な機会を通じて、中学校区単位での計画及び取組を組織的に周知する。これにより、地域や保護者との共通理解を深め、持続可能な学校運営体制の構築を目指す。
- ② 各学校の年間授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で実際に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小学校4年生以上は年間で1086単位時間以上）編成している場合には、指導体制に見合うものとなるよう授業時数管理と教育内容管理の両面から見直しを行う。

- ③ 教職員の経験年数や専門分野を考慮し、業務の平準化を質的および量的な面から推進する。
- ④ 保護者等からの苦情や要望に対しては、学校単独での対応が困難な事案について、速やかに市教育委員会へ相談・報告し、連携して早期対応することで、事態の深刻化を防ぐ。
- ⑤ 当初の目的が形骸化し、十分な効果が見込めない活動を特定し、計画的に見直しを行う。
- ⑥ 教職員の働きがいの向上のため、週1回程度の「児童生徒一斉下校日」を設定し、児童生徒を早めに帰宅させ全教職員が参加できる授業研究会や研修会を設けるなど日課表の工夫を行う。

### (3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

- ① 安全衛生委員会を設置し、教職員の健康と安全を守るための体制を強化する。
- ② 月80時間に近い時間外勤務が確認された教職員に対して、管理職は速やかに状況を把握し、市教育委員会と連携の上、業務軽減措置及びその他必要な対応を講じるものとする。
- ③ ストレスチェックの結果、高ストレス者と判定された教職員に対しては、管理職は面談等によりストレスとなっている原因を把握し、ストレス環境の改善に努めるとともに、本人の意思を尊重しつつ、医師による面接指導を受けられる体制を整備する。
- ④ 長期休業期間中に閉庁日を設定し、教職員の心身の休養とリフレッシュの機会を確保する。
- ⑤ 年次有給休暇を取得しやすい職場の雰囲気と環境を積極的に整備する。
- ⑥ 健康確保措置の実施に当たっては、教職員の個人情報保護とプライバシーの権利に十分配慮する。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- (1) 本計画により、学校と家庭・地域が連携し、教育の質の向上と働き方改革を一体的に推進できるよう、市教育委員会は学校の伴走者としての役割を果たす。
- (2) 教職員の専門性と資質向上のための実効性のある研修を実施し、同時に働き方改革を推進する体制づくりを支援する。これにより、形式的な業務削減に陥ることを防ぐ。
- (3) 学校訪問や面談等の様々な機会を通じて各学校の課題を把握し、それぞれの学校における協働体制の構築を支援する。
- (4) 時間外勤務時間が長時間となっている教職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、速やかな改善を目指し、適切な支援を行う。
- (5) 学校における働き方改革の取組を着実に進めるために、管理職のリーダーシップと組織マネジメント力の向上、業務改善・校務DXに関する研修を計画的に実施する。
- (6) 学校事務体制の強化を目的として、学校事務の共同・連携に係る推進協議会の運営を支援する。
- (7) 学校・家庭・地域が本計画について理解を深め、それぞれの役割を果たせるよう、市長部局と連携しながら、計画の趣旨や具体的な取組の内容の周知に努める。
- (8) 各学校における取組状況や成果、課題を評価し、毎年度、市教育委員会及び総合教育会議に報告するとともに、市のウェブサイトで公表する。

令和8年3月26日策定